

協同農業普及事業の実施に関する方針

奈良県

第1 基本的な考え方

協同農業普及事業（以下「普及事業」という。）は、これまで、本県の農業生産の増大、生産性の向上、農業経営及び農村生活の改善、農村の活性化、青年農業者等の育成等に貢献してきたところである。

近年、農業所得の減少、農業従事者の減少及び高齢化、農地面積の減少等が進み、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化している。

このような状況のなか、本県の普及事業は、地域農業・農村における密接な活動による農業施策の重要な推進手法として位置づけ、行政及び試験研究、研修教育との連携及び一体化を図りつつ、より一層、効率的・効果的な事業を実施する。

また、普及事業の運営に当たり、普及指導員がスペシャリスト機能及びコーディネート機能を併せて発揮し、技術を核として、地域農業の革新を総合的に支援する役割を果たすものとする。

第2 普及指導活動の課題

「主な政策集 もっと良くなる奈良県」の目標達成に向け、次に掲げる事項を基本的な課題とし、今日的な農政課題及び地域課題の解決に向けた取組、その他新たな食料・農業・農村基本計画に基づく施策を的確に行う上で必要な技術及びマーケティングを含む経営指導を実施する。

1. 県産農産物の販路拡大と美味しい「食」づくりの推進
 - (1) 首都圏・海外等での販路拡大
 - (2) 多様な流通経路の形成
 - (3) 奈良の美味しい「食」づくりとプロモーション強化

2. 県産農・畜産物の生産力強化
 - (1) 品質によるブランド認証制度の推進
 - (2) リーディング品目の産地競争力強化
 - (3) チャレンジ品目等の生産拡大・販路開拓

3. 意欲ある担い手の育成・確保と農地マネジメントの推進
 - (1) 新規就農者等への支援

- (2) 農・畜産業経営に意欲ある担い手の育成・確保
- (3) 農地マネジメントの推進と農地の有効活用への支援

4. 地域資源を活用した農村地域の活性化

- (1) 農地や農村風景の維持・機能の増進
- (2) 農村資源を活用した販わいの創出
- (3) 総合的な鳥獣被害防止対策の推進

第3 普及指導員の配置に関する事項

普及指導員の配置については、本県農業の振興方向及び普及指導活動の基本的な課題を踏まえ、農業の担い手に対し高度な技術等の普及指導を行う機能及び関係機関等との連携のもとに地域農業の技術及び経営に関する課題の解決を支援する機能が発揮できるよう、普及組織と行政及び試験研究、研修教育機関との連携による効果的・効率的な普及活動が図られるように配慮する。

また、普及指導員の配置を的確に行うことができるよう、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努めるものとする。

なお、農業改良助長法第12条に規定する普及指導センターとして、農林振興事務所農業普及課・農林普及課（以下「農業普及課」という。）を設置し、普及指導員の活動拠点及び農業者等に対するサービス提供の場として位置づける。

1. 農業水産振興課への配置

農林部関係各課、研究機関との連携・調整、専門分野ごとの普及指導活動の総括・指導、普及指導員の資質向上を行う普及指導員を配置する。

2. 農業普及課への配置

地域農業・農村の実態を踏まえ、地域における活動体制を基本としつつ専門項目を担当する普及指導員を配置する。

3. 農業革新支援専門員の配置

高度な専門性を有し、研究機関・教育機関・行政機関等との連携強化による専門技術の高度化や政策課題への対応、普及指導員の専門分野ごとにおける普及指導活動の総括・指導、及び先進的な農業者等からの高度かつ専門的な個別相談・支援対応等を担う農業革新支援専門員を、農業水産振興課及び農業普及課に、主要な農政分野・技術分野ごとに配置する。

第4 普及指導員の資質の向上に関する事項

1. 研修の基本的考え方

農業者の高度で多様なニーズや農業・農村の課題に的確に対応し得るよう、任用後5年以内を目途に中堅的な普及指導員としての技術指導能力、課題解決能力を備えた者を育成するとともに、農業情勢や技術の進歩に伴う知識、情報の刷新を図り、常に普及指導員の資質向上に努める。

研修の方法は、自己研鑽はもとより職場研修及び集合研修等により、各自の能力資質の状況や解決すべき課題等に応じて自ら必要な能力を強化できるよう、別に定める「奈良県普及指導員育成指針」に基づき計画的、体系的に行う。

2. 調査研究活動等の充実強化

普及指導員が行う課題解決のための調査研究活動及びその成果や課題の検討、情報の共有等の充実強化に努める。

第5 普及指導活動の方法に関する事項

1. 普及指導活動の重点化

普及指導活動にあたっては、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて、取組の必要性及び緊急性が高いものに重点化する。また、普及組織と関係機関との役割分担と連絡・調整により全体として成果があがるよう努める。

2. 関係機関との連携

試験研究機関、教育機関、行政機関、民間等との適切な役割分担と一層の連携強化を通じて、地域農業の振興を図るよう努める。

(1) 試験研究機関及び教育機関等との連携

試験研究機関及び研修教育機関との一体的な取組の充実強化に努めるものとする。

ア 企画段階から研究開発への普及指導員の参画

イ 試験研究機関で開発された技術の現地での早期実用化、普及

ウ 試験研究員及び普及指導員の活用による高度・効果的な研修教育の実施

エ 新規就農者の確保・育成及び経営の発展段階に応じた研修の実施

(2) 行政機関との連携

制度資金や補助事業等、国・県の行政施策を普及指導計画に位置付け、関係機関等との役割分担と連携を図りながら積極的な活用に努めるものとする。また、新技術の生産現場における適応性等の普及指導活動の成果に加え、普及指導活動を通じて得られた行政施策の効果及び推進上の課題についても積極的に情報発信を行うよう努めるものとする。

(3) 民間等との連携の強化

民間の活力を最大限に活用するため、各地域の実情に応じて、農業協同組合が行う営農指導との適切な連携の確保、普及指導協力員及び民間の専門家の活用、地域において先進的な役割を担う農業者の協力等を得るよう努めるものとする。

3. 普及指導計画の策定と評価

農業普及課は、実施方針に即し管轄区域の農業・農村の現状と長期的発展方向、農業者のニーズ等を踏まえて、普及指導の年度計画を策定し、これに基づき普及指導活動を実施する。

また、その活動成果等について、必要性及び有効性、効率性等の幅広い観点から有識者等による普及活動外部評価（以下「外部評価」とする。）を実施し、評価結果をホームページで公表し、普及指導活動に反映させるとともに、農業推進協議会や成果報告会等を活用し、普及活動の評価とPRに努める。

4. 調査研究の実施及びその成果の活用

地域の特性に応じて調査研究を積極的に実施し、その成果を普及指導に活用するよう努める。

5. 農業革新支援センターの整備

先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談に対応するため、高度相談・支援部門として農業水産振興課農業技術支援係に、農業革新支援センター機能を整備する。

農業革新支援センターでは、農業革新支援専門員が先進的な農業者等からの相談又は農業普及課では対応が困難な相談に適時・適切に対応するものとする。

その際、国や他の都道府県との全国的なネットワークを通じ、必要に応じて関係者からの協力や情報を得るよう努めるものとする。

6. 農業研修教育の充実強化

なら食と農の魅力創造国際大学校は、試験研究機関及び普及組織との連携

と役割分担を図りつつ実習と講義等を組み合わせた実学的な研修教育を通じて、将来の農業・農村を担うべき人材を養成する。

また、普及組織及びなら食と農の魅力創造国際大学校、新規就農相談センター等が適切に役割分担・連携するとともに、農業協同組合等関係団体及び地域の先進的農業者等の協力により就農前から就農後にわたる継続的な支援に努める。

(1) なら食と農の魅力創造国際大学校における研修教育

- ア 新規学卒者及び新規参入者、Uターン者等、就農意欲のある者を主たる対象とし、普及組織及び試験研究機関と連携した研修教育を実施する。
- イ 就農意欲のある者を受け入れるための体制整備を推進する。
- ウ 他府県農業大学校や農業関連学科のある高等学校等との連携を図り、農業研修教育水準の向上に配慮する。

(2) 農村青少年等への支援

普及組織となら食と農の魅力創造国際大学校は、連携して次代を担う青年農業者・農業青年クラブ員等による地域の課題への取組や技術改良・経営管理手法の改善等に関する主体的な研究活動に対する支援を通じて、活動を促進するための推進指導等を行う。

(3) 学校教育との連携等

なら食と農の魅力創造国際大学校は、関係機関との連携を図りつつ、将来就農が期待される農業関連学科の高校生等に対して、実学的な研修機会の提供や農業青年団体との交流促進等の支援に努める。

普及組織は、農業体験学習等農業に関する教育に取り組む関係団体に対して、情報提供、相談活動等必要な協力を行うよう努める。

7. 先進的な農業者等とのパートナーシップの構築

活力ある地域農業を創造するためには、指導農業士などの先進的な農業者のもつ優れた知見や経験に学び、農業者等が有する知的財産の保全に留意しつつ、地域農業・農村を振興することが重要である。

このため、先進的な農業者等については、普及指導計画の策定と評価を行う際に意見を求めるほか、新規就農者の育成をはじめとした地域農業・農村を振興するための取組を協働で行う。

8. 新規就農者の育成

新規学卒やUターンなど多様な形態からの就農を促進するため、新規就農相談センター及びなら食と農の魅力創造国際大学校等と連携するとともに、指導農業士等の協力を得て、就農希望者の円滑な就農と定着に向け、

新規就農者の技術・経営管理や地域の受け入れ体制づくりへの指導・助言など、就農前後にわたる継続的な支援を行う。

9. 都道府県間の連携

広域的な課題に対して、都道府県横断的な検討及び解決が図られるよう、農業革新支援専門員が中心となり、都道府県間の情報共有、技術協力等を行う。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1. 知的財産の保護・活用

担い手の技術革新に向けた取り組みの支援等の観点から、品種育成、技術の開発・改良等の知的財産の創造やこれらの保護、活用に関する取り組みを適切に支援する。また、普及指導活動において知り得た農業者の情報の取り扱いについては、その内容や性質に応じた適切な管理に留意する。